

●香川県告示第411号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成19年8月10日から施行する。  
平成19年8月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
香川県立丸亀競技場において香川県教育委員会が行うスポーツ教室の使用料の徴収事務	四電工グループ	高松市松島町1丁目11番22号	平成19年4月1日	香川県立丸亀競技場において香川県教育委員会が行うスポーツ教室の使用料の徴収事務	四電工グループ	高松市松島町1丁目11番22号	平成19年4月1日
大の場ビジターバースの使用料の収納事務	財団法人高松市スポーツ振興事業団	高松市福岡町4丁目36番1号	平成19年8月10日				